

令和6年度周防大島町地域公共交通活性化協議会運営計画書（案）

目的

令和6年度は、令和5年3月に策定した「周防大島町地域公共交通計画」を実現するため、交通事業者や地域住民等と調整しつつ、地域公共交通利便増進事業に関する事項を設定し、「周防大島町地域公共交通利便増進実施計画」を策定することを目的とする。

また、周防大島町における町全体の交通体系のり・デザインと、プラットフォームに参画する様々な主体が連携して公共交通を支える体制を構築し、町内の移動環境を向上させるとともに、公共交通の持続可能性を高める取り組みを行うにあたり、本町の公共交通施策全体の円滑な業務実施を行う。

業務内容

1. 周防大島町における地域交通共創モデル実証プロジェクト事業

(1) 交通事業者・関係機関等との調整

共創モデル実証プロジェクトにおける実証運行計画の策定や実証運行実施にあたって、路線バス事業者及びタクシー事業者等の公共交通事業者や現在の送迎バス運行主体、教育委員会等の調整・協議、道路管理者・交通管理者との調整・協議、実証運行および実証後の本格運行に向けた運輸支局等との調整・協議を行う。

(2) 地域意見交換会・住民説明会

共創モデル実証プロジェクトに係る地域意見交換会や、実証運行に係る住民説明会を行う。

(3) 利用促進に係る資料作成

実証運行後の利用促進に係る資料として、利用促進チラシや利用登録申請書の作成・印刷を行う。見直しに関してバス停等に掲示する資料も作成・印刷を行う。

また、公共交通時刻表の作成を前年度と同様に行う。（全戸配布予定）

(4) 実証運行の効果測定

実証運行の前後で効果を測定するため、地区住民に対してアンケート調査を実施する。実証運行を実施する地域の全世帯を対象に、郵送配布・郵送回収を行う。

運行事業者等から受領したデータや予約配車システムから得られたデータ、アンケート調査の結果などを踏まえて実証運行の検証ならびに本格運行に向けた改善案を行う。

(5) 令和 7 年度以降の実証運行計画の立案

過年度に検討した公共交通ネットワークの見直し方針や、(2)にて実施した地域意見交換会の結果を踏まえ、令和 7 年度以降の実証運行計画として、公共交通網の見直しや運賃又は料金の設定、運行回数や時刻の設定など、具体的な計画立案を行う。

2. 周防大島町地域公共交通利便増進実施計画の策定事業

(1) 再編事業の内容検討

1. の内容を踏まえ、利便増進実施計画（案）の作成に必要な内容を整理する。

(2) 利便増進実施計画（案）の作成等

①関係機関等との調整

利便増進実施計画の策定にあたって必要となる関係機関や運輸局との調整・協議を行う。

②利便増進実施計画（案）の作成

前項までの検討状況、事業実施に必要な資金の額・調達方法、事業の効果等を取りまとめた利便増進実施計画（案）を作成し、パブリックコメントを実施し、その結果を取りまとめる。

③地域住民説明会

地域公共交通利便増進実施計画（案）が策定された段階で、各地区の地区民生委員や利用者である地域住民に対して、ルート再編、ダイヤ変更、運賃等の説明会を行う。

④地域公共交通計画の変更資料作成

利便増進実施計画の作成に伴い、地域公共交通計画を変更する必要がある場合は、当該計画の変更に必要な資料を作成する。

3. 地域公共交通活性化協議会

周防大島町地域公共交通活性化協議会の開催（4 回程度）を行う。

7 月・9 月・12 月・3 月を想定